

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	都市建設部下水道事業局下水道施設課
委託業務番号	令和5年度 長下施委第51号
委託業務名称	長浜市公共下水道台帳及び農業集落排水台帳更新業務委託
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	下水道台帳更新業務 背景地形データ仮入力 0.9km 管路データ作成 7.7km マス追加入力 323か所 公共接続に伴う表示訂正 3か所 排水設備データ作成 2,600枚
履行期間	令和5年10月5日 から 令和6年2月29日
契約年月日	令和5年10月4日
契約額(税込)	8,591,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 滋賀県大津市におの浜二丁目1番18号 [商号又は名称] 国際航業株式会社 滋賀営業所
契約相手方の選定理由	令和3年度に整備した長浜市下水道台帳管理システムでの運用が前提となっており、このシステムなしには遂行できない業務である。 国際航業株式会社は、このシステムの開発業者であり、システムの著作権及び独自の開発プログラム技術を有していることから、システムへのデータセットアップ・システム保守等の作業は、国際航業株式会社以外の業者では不可能であるため、一者の随意契約とする。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>